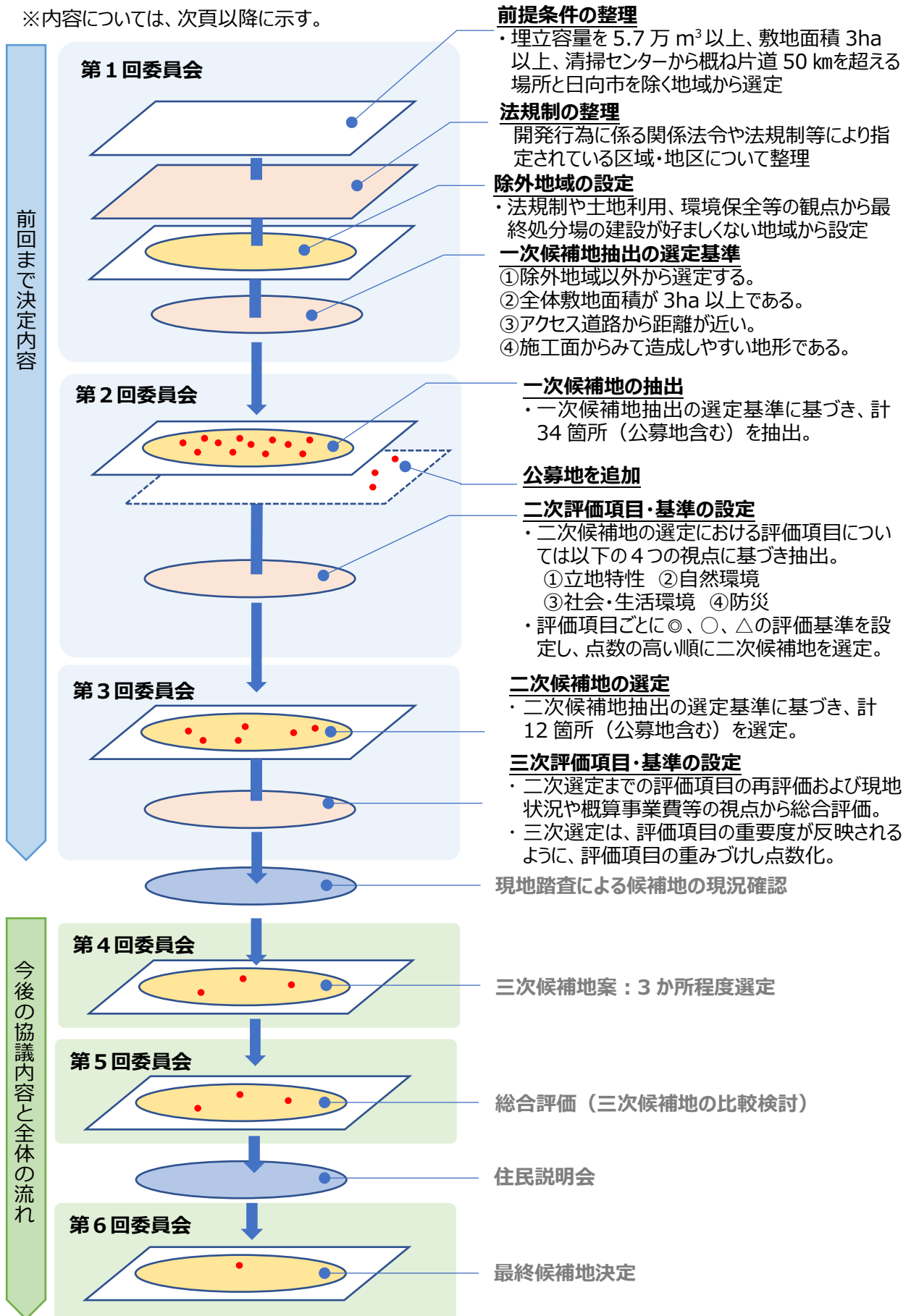


前回委員会の確認

前回までの決定内容及び今後の協議内容、全体の流れについて以下のように整理する。

※内容については、次頁以降に示す。



<前回までの決定内容（概要）>

●第1回委員会

1 前提条件の整理

① 埋立容量・敷地面積

1) 埋立対象廃棄物の設定

次期最終処分場における埋立対象廃棄物について、現状のごみ処理状況を基に以下のように設定した。

■埋立対象廃棄物

焼却灰、不燃残渣、浸出水処理施設からの汚泥、土砂・がれき類

2) 埋立廃棄物量の設定

焼却灰、不燃残渣、汚泥、土砂・がれき類について埋立廃棄物量を設定した。焼却灰と不燃残渣の埋立廃棄物量はごみ排出量原単位を推計して設定した。浸出水処理施設からの汚泥と土砂・がれき類は実績値を基に設定した。

表 1 埋立廃棄物量の設定

項目	埋立廃棄物量 (R13~R27) (m ³)
焼却灰	28,250
不燃残渣	7,950
浸出水処理施設からの汚泥	4,290
土砂・がれき	340
合計 (m ³)	40,830

3) 埋立容量の設定

設定した埋立廃棄物量に覆土量（埋立廃棄物量に対し 40%）を加味して、次期最終処分場の埋立容量を設定した。覆土量は処分場に必要な保護土、中間覆土、最終覆土を考慮して設定した。

表 2 埋立容量

項目	埋立容量 (m ³)
廃棄物量	40,800
覆土量	16,300
埋立容量	57,100

※下 2 桁を切り捨て。

4) 必要敷地面積の設定

埋立容量を基に必要な敷地面積を 30,000m² (3ha) として設定した。必要敷地面積は、埋立地及び周辺の造成や関連施設(水処理施設や防災調整池等)を考慮して設定した。

表 3 必要敷地面積

項目	必要敷地面積 (m ²)
埋立地及び周辺造成範囲	15,000
浸出水処理施設	2,500
防災調整池	2,500
管理施設	10,000
合計	30,000

※下 2 桁を切り捨て。

② 選定範囲

日向東臼杵広域連合の構成市町村から以下の条件を除外した土地を選定範囲とした。

1) 広域連合清掃センターから概ね片道 50 kmを超える場所

廃棄物の円滑な運搬・処理業務を行うためには片道 50 km以内が限度であり、椎葉村全域と美郷町及び諸塚村の一部が対象となる。

2) 日向市

現在使用している最終処分場は日向市に設置されている。構成市町村間の協議において次期広域最終処分場を日向市域外に建設することが決定されている。

2 法規制の整理

次期最終処分場用地選定を行うにあたり、開発行為に係る関係法令や法規制等により指定されている区域・地区について整理した。

表 4 次期最終処分場用地選定に係る関係法令

関係法令	
土地利用計画	都市計画法
	景観法
	港湾法
	農業振興地域の整備に関する法律
	農地法
	生産緑地法
	森林法 国有林野の管理経営に関する法律
自然環境保全	自然公園法
	都市緑地法
	自然環境保全法
	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
歴史・文化財	文化財保護法
防災	河川法
	地すべり等防止法
	砂防法
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	土砂災害防止法
	宅地造成等規制法
その他	土壌汚染対策法
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律

※「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領（2010改訂版）」を基に作成

3 除外地域の設定

除外地域の設定にあたっては法規制や土地利用、環境保全等の観点より、①～⑤の最終処分場の建設が好ましくない地域から設定した。

また、設計要領に示された開発規制解除の難易度から今後の事業スケジュールに大きく影響を及ぼすおそれがある地域についても除外地域とした。

【除外地域の設定項目】

- ① 法規制により建設が不可能と思われる地域
- ② 土地利用計画の観点から建設が好ましくない地域
- ③ 自然環境の観点から建設が好ましくない地域
- ④ 歴史・文化財保護の観点から建設が好ましくない地域
- ⑤ 防災の観点から建設が好ましくない地域

表 5 除外地域一覧

用地区区分		
土地利用計画 関連	農業地域	農用地区域
	森林地域	国有林
		保安林
自然環境保全 関連	自然公園地域	国有公園
		国定公園
		県立公園
		都市公園
	自然環境保全 地域	自然環境保全地区
		県緑地環境保全地域
		鳥獣保護区
		保存樹・保護樹林
	生息地等保護区	
歴史・文化財関連		歴史的風土保存地区
		歴史的風土特別保存地区
		伝統的建造物群保存地区
		重要文化的景観
		史跡名勝天然記念物
		埋蔵文化財包蔵地
防災関連		活断層から 300m 以内の範囲

4 一次候補地抽出の選定基準

除外地域を踏まえ、面積や地形等の物理的条件により、建設可能な地域から一次候補地を抽出する。一次候補地の選定基準は、地形図から判断できる条件として以下のとおり設定する。

- ① 除外地域以外から選定する。
- ② 全体敷地面積が 3ha 以上である。
- ③ アクセス道路から距離が近い。
- ④ 施工面からみて造成しやすい地形である。（既存地形が活用しやすい等、切土や盛土が必要最低限であると地形図から判断できる地形。）

●第2回委員会

1 一次候補地の抽出

除外地域の範囲外から一次候補地の抽出を行った。必要敷地面積が確保できる、アクセス道路から距離が近い、造成しやすい地形といった条件に当てはまる候補地を抽出した。地形図上で条件を確認し、一次候補地を抽出した。

表 6 各町村の一次候補地の箇所数

町村	箇所数
門川町	9 箇所
美郷町（北郷）	1 箇所
美郷町（西郷）	13 箇所
美郷町（南郷）※	9 箇所
諸塚村	2 箇所
計	34 箇所

※美郷町（南郷）の9箇所のうち、1箇所は公募に申し込みのあった土地。

2 二次評価項目・基準の設定

二次候補地の選定における評価項目については以下の4つの視点に基づき抽出し、評価項目ごとに◎、○、△の評価基準を設定した。

- ① 立地特性（候補地の地形条件や道路までの距離等の立地に係る条件かどうか）
- ② 自然環境（地域を取り巻く地勢や天候といった自然に関連する条件かどうか）
- ③ 社会・生活環境（地域の土地利用状況や人口、生活環境に係る条件かどうか）
- ④ 防災（災害を防止するための条件かどうか）

表 7 二次選定の評価項目と評価基準

分類	二次選定項目	評価基準
立地特性	地形（谷筋勾配）	候補地の谷筋勾配を評価する。 ◎：谷筋勾配が概ね 10%以下 ○：谷筋勾配が概ね 10%より急である
	地形（斜面勾配）	候補地の谷筋以外の斜面勾配を評価する。 ◎：斜面勾配が概ね 1：1.5 より緩い ○：斜面勾配が概ね 1：1.5 より急である
	搬入道路	候補地から幹線道路（2車線以上の国道及び県道、国道・県道以外の2車線道路）までの距離について評価する。 ◎：幹線道路までの距離が 300m 以下 ○：幹線道路までの距離が 300m より大きく 500m 未満 △：幹線道路までの距離が 500m 以上
	運搬距離	候補地から清掃センターまでの距離を評価する。 ◎：候補地まで 20km 以下 ○：候補地まで 20km より大きく 35km 未満 △：候補地まで 35km 以上

分類	二次選定項目	評価基準
	積雪	候補地の垂直積雪量について評価する。 ◎：候補地の垂直積雪量が 0.15m 以下である ○：候補地の垂直積雪量が 0.15m より大きく、0.25m 以下である △：候補地の垂直積雪量が 0.25m より大きい
自然環境	植生自然度	候補地の植生自然度について評価する。 ◎：植生自然度が 1～3 である ○：植生自然度が 4～6 である △：植生自然度が 7～10 である
	希少野生動物・植物	希少動植物の生息地・生育地であるかを評価する。 ◎：該当しない △：該当する
社会・生活環境	土地利用状況	候補地の土地利用状況について評価する。 ◎：山地、荒地、空地、林地 ○：田畑 △：その他、建設に支障がある建造物が存在する
	農業振興地域	農用地以外の農業振興地域に該当する。 ◎：候補地内に指定区域がない ○：候補地内に指定区域が一部該当する △：候補地内の全範囲が指定区域に該当する
	公共施設	候補地から静穏な環境を保全する必要がある公共施設（学校、保育園、幼稚園、病院、福祉施設、図書館）までの距離について評価する。 ◎：公共施設から候補地までの距離が 600m 以上 ○：公共施設から候補地までの距離が 300m 以上～600m 未満 △：公共施設から候補地までの距離が 300m 未満
	周辺民家	候補地から 300m 以内に民家が存在する。 ◎：民家から候補地までの距離が 600m 以上 ○：民家から候補地までの距離が 300m 以上～600m 未満 △：民家から候補地までの距離が 300m 未満
	水道水源	候補地の下流側の水道水源の有無について評価する。 ◎：候補地の下流 1km 以上 ○：候補地の下流 500m より大きく 1km 未満に存在する △：候補地の下流 500m 以内に存在する
防災	土砂災害警戒区域等	土砂災害等防災関連の法規制区域の有無について評価する。 ◎：候補地内に指定区域がない ○：候補地内に指定区域が一部該当する △：候補地内の全範囲が指定区域に該当する
	浸水想定区域	浸水想定区域の有無について評価する。 ◎：候補地内に指定区域がない ○：候補地内に指定区域が一部該当する △：候補地内の全範囲が指定区域に該当する

●第3回委員会

1 二次候補地の選定

評価基準に基づいて点数を付け、点数を合計した結果ならびに協議会・用地選定委員会の審議結果を踏まえ、一次候補地 34 箇所から下表に示す 12 箇所の候補地を二次候補地として選定した。

表 8 二次候補地

候補地	位置	候補地	位置
③	門川町大字門川尾末	⑳	美郷町西郷田代
⑨	門川町大字川内	㉒	美郷町西郷立石
⑪	美郷町西郷田代	㉔	美郷町南郷水清谷
⑫	美郷町西郷田代	㉕	美郷町南郷水清谷
⑰	美郷町西郷田代	㉖	美郷町南郷水清谷
⑱	美郷町西郷田代	㉓	諸塚村大字家代

2 三次評価項目・基準の設定

① 三次選定の概要

三次選定では、二次候補地を対象に、これまでの評価結果に加え、現地踏査の実施、概略施設配置図の作成等を踏まえたうえで、各候補地を比較評価し、3 箇所程度に絞り込みを行う。

【三次選定の手順】

- ①二次候補地の現地踏査
- ②二次選定までの評価項目について、現地踏査結果を踏まえ再評価
- ③概略施設配置図の作成
- ④概略施設配置図に基づき、建設適性や経済性を評価
- ⑤各評価結果に基づき、3 箇所程度の三次候補地に絞り込み

② 三次評価項目・基準の設定

評価については評価項目ごとに◎、○、△で評価を行い、各項目の評価結果を総合的に判断して、三次候補地を選定する。

立地特性、自然環境、社会・生活環境、防災については現地踏査ならびに概略施設配置図の検討結果を踏まえた上で、二次選定の評価基準を用いて再評価する。

表 9 三次選定の評価項目と評価基準

分類	三次選定項目	評価基準
立地特性	運搬距離	◎：候補地まで 20km 以下 ○：候補地まで 20km より大きく 35km 未満 △：候補地まで 35km 以上
	積雪	◎：候補地の垂直積雪量が 0.15m 以下である ○：候補地の垂直積雪量が 0.15m より大きく、0.25m 以下である △：候補地の垂直積雪量が 0.25m より大きい
自然	植生自然度	◎：植生自然度が 1～3 である ○：植生自然度が 4～6 である △：植生自然度が 7～10 である

分類	三次選定項目	評価基準
環境	希少野生動物・植物	◎：該当しない ○：— △：該当する
社会・生活環境	土地利用状況	◎：山地、荒地、空地、林地 ○：田畑 △：その他、建設に支障がある建造物が存在する
	農業振興地域	◎：候補地内に指定区域がない ○：候補地内に指定区域が一部該当する △：候補地内の全範囲が指定区域に該当する
	公共施設	◎：公共施設から候補地までの距離が 600m 以上 ○：公共施設から候補地までの距離が 300m 以上～600m 未満 △：公共施設から候補地までの距離が 300m 未満
	周辺民家	◎：民家から候補地までの距離が 600m 以上 ○：民家から候補地までの距離が 300m 以上～600m 未満 △：民家から候補地までの距離が 300m 未満
	水道水源	◎：候補地の下流 1km 以上 ○：候補地の下流 500m より大きく 1km 未満に存在する △：候補地の下流 500m 以内に存在する
防災	土砂災害警戒区域等	◎：候補地内に指定区域がない ○：候補地内に指定区域が一部該当する △：候補地内の全範囲が指定区域に該当する
	浸水想定区域	◎：候補地内に指定区域がない ○：候補地内に指定区域が一部該当する △：候補地内の全範囲が指定区域に該当する
建設適性	造成の難易度	◎：処分場の造成において課題がない ○：処分場の造成において課題が少ない △：処分場の造成において課題が多い
	地質	◎：施設建設において課題がない ○：施設建設において課題が少ない △：施設建設において課題が多い
	搬入道路	◎：搬入道路の延長が 500m 以下かつ搬入道路取付に課題なし ○：500m 以下かつ搬入道路取付に課題あり、または、500m より長いかつ搬入道路取付に課題なし △：500m より長いかつ搬入道路取付に課題あり
	幹線道路	◎：幹線道路における整備において課題がない ○：幹線道路における整備において課題が少ない △：幹線道路における整備において課題が多い
	施工性	◎：建設工事での施工性について課題がない ○：建設工事での施工性について課題が少ない △：建設工事での施工性について課題が多い
	埋立容量の確保	◎：埋立容量の確保が容易であり、非常時には候補地内における埋立地周辺の利用も可能である ○：埋立容量の確保が容易であるが、候補地内における埋立地周辺にはそれほど余裕はない △：埋立容量の確保には工夫が必要である
経済性	概算工事費	◎：埋立容量 1m ³ 当たりの工事費が 3 万円以下 ○：埋立容量 1m ³ 当たりの工事費が 3 万円より大きく 5 万円以下 △：埋立容量 1m ³ 当たりの工事費が 5 万円より大きい
	用地取得費	◎：他の候補地と比較して、用地取得費が安価 ○：他の候補地と比較して、用地取得費が同等程度 △：他の候補地と比較して、用地取得費が高額

分類	三次選定項目	評価基準
	事業費リスク	◎：事業費が増加するリスクは現段階ではない ○：事業費が増加するリスクがあるが、軽微なものである △：事業費が増加するリスクがあり、その影響が大きい
	用地取得の見込み	◎：用地取得において課題がない ○：用地取得において課題が少ない △：用地取得において課題が多い

③ 三次選定の評価方法

三次選定は、評価項目の重要度が反映されるように、評価項目の重みづけを行ったうえで、各評価項目の評価結果を点数化し総合的に判断する。重みづけは以下の手順に沿って行う。

- 1) 各評価項目の基本点を5点とする。
- 2) 各評価項目のうち、重要度の高い項目を選定し、重みづけを行う。
- 3) 重みづけは1)の評価点数に2を乗じて算定する。

表 10 三次選定において重要度を高くする項目

分類	項目	重みづけ理由
社会・生活環境	公共施設	公共施設に集まる住民の生活環境を十分に確保することは重要性が高い。
	周辺民家	周辺住民の生活環境を十分に確保することは重要性が高い。
	水道水源	水道水源への影響に対する住民不安を解消することは、生活環境への配慮を十分に確保するうえで重要性が高い。
建設適性	造成の難易度	処分場の造成における技術的難易度を適切に評価することは、事業の実現性・安全性・効率性の確保に大きく寄与することから重要性が高い。
	地質	地質・地盤リスクを適切に評価することは、事業の実現性・安全性・効率性の確保に大きく寄与することから重要性が高い。
経済性	概算工事費	人口減少の状況下において、財政に大きな負担をかけないことは、健全で持続可能な財政運営を図るうえで重要性が高い。
用地取得の見込み	用地取得の見込み	用地の取得交渉が難航し長期化すると、事業の着手が遅延することになる。過去の選定経緯や埋立容量の逼迫状況も踏まえると重要性が高い。

前述の基準に基づき、各分類・項目に点数配分を行った結果を下表に示す。
合計点数が高い順に候補地を選定し、3箇所程度を三次候補地として選定する

表 11 三次選定の配点

分類	項目	基本 点 (a)	重みづ け係数 (b)	配点 (a×b)			計	
				◎	○	△		
立地条件	運搬距離	5	1	5点	5点	3点	1点	10点
	積雪	5	1	5点	5点	3点	1点	
自然環境	植生自然度	5	1	5点	5点	3点	1点	10点
	希少野生動物・植物	5	1	5点	5点	3点	1点	
社会・生活 環境	土地利用状況	5	1	5点	5点	3点	1点	40点
	農業振興地域	5	1	5点	5点	3点	1点	
	公共施設	5	2	10点	10点	6点	2点	
	周辺民家	5	2	10点	10点	6点	2点	
	水道水源	5	2	10点	10点	6点	2点	
防災	土砂災害警戒区域等	5	1	5点	5点	3点	1点	10点
	浸水想定区域	5	1	5点	5点	3点	1点	
建設適性	造成の難易度	5	2	10点	10点	6点	2点	40点
	地質	5	2	10点	10点	6点	2点	
	搬入道路	5	1	5点	5点	3点	1点	
	幹線道路	5	1	5点	5点	3点	1点	
	施工性	5	1	5点	5点	3点	1点	
	埋立容量の確保	5	1	5点	5点	3点	1点	
経済性	概算工事費	5	2	10点	10点	6点	2点	20点
	用地取得費	5	1	5点	5点	3点	1点	
	事業費増リスク	5	1	5点	5点	3点	1点	
用地取得 の見込み	用地取得の見込み	5	2	10点	10点	6点	2点	10点
		合計						140点